

各位

宜野湾市商工会
会長 長堂 昌太郎 

令和8年度 永年勤続優良従業員表彰に係る 被表彰者の募集について（ご案内）

余寒の候、貴殿には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

宜野湾市商工会では会員企業の従業員の更なる精励を促すことを目的に、令和8年度通常議員総会（令和8年5月開催予定）において裏面の優良従業員表彰規程に基づき、永年勤続優良従業員の表彰を実施いたします。

つきましては、事業所で該当される従業員を別紙様式にてご推薦下さるようお願い申し上げます。（推薦者が複数の場合は、お手数ですが推薦書（様式1）をコピーしてご使用下さい。）

なお、募集案内は宜野湾市商工会となりますが、推薦書の申込先及び表彰は宜野湾商工会議所となります。

また、被表彰者の会員事業所の負担額は下記の通りとなっておりますので重ねてご協力お願い申し上げます。

記

1. 推薦締切日 令和8年3月30日（月）17時必着
2. 申込み方法 所定の推薦書（様式1）に必要事項を記入のうえ、本会宛で提出して下さい。（郵送可）
※本会ホームページお知らせより推薦書（Word形式）をダウンロードする事ができます。
3. 会員事業所の負担額

被表彰者の勤続年数	会員事業所の負担額（消費税込み）
(1) 5年以上10年未満の者(1回限り)	1人当たり 3,000円
(2) 10年以上15年未満の者(1回限り)	1人当たり 3,000円
(3) 15年以上20年未満の者(1回限り)	1人当たり 4,000円
(4) 20年以上25年未満の者(1回限り)	1人当たり 5,000円
(5) 25年以上30年未満の者(1回限り)	1人当たり 5,000円
(6) 30年以上35年未満の者(1回限り)	1人当たり 5,000円
(7) 35年以上40年未満の者(1回限り)	1人当たり 5,000円
(8) 40年以上45年未満の者(1回限り)	1人当たり 5,000円
(9) 45年以上の者(1回限り)	1人当たり 5,000円

※ 勤続年数の計算基準は令和8年4月1日とする。

※ 推薦書へご記入頂いた個人情報につきましては、当事業以外への使用は一切致しません。

＝お問い合わせ＝ 宜野湾市商工会 担当者：玉城（TEL：897-0111）

宜野湾市商工会優良従業員表彰規程

第1条 永年勤続優良従業員の表彰は、各企業体に於ける優良なる永年勤続優良従業員を選抜し、表彰することによって斯業に精励せしめ、以って企業の推進発展に寄与することを目的とする。

第2条 本会の会員事業所に働く従業員に対する表彰については、この規程の定めるところによる。

第3条 本会は、勤務成績優良にして品行方正かつ他の模範となり常に商業道徳を重んじ、公正な取引で事業の信用を高め、その企業の繁栄に寄与した従業員で次の各号の一つに該当するものを永年勤続優良従業員として表彰する。

- (1) 勤続年数が5年以上10年未満の者（1回限り）
- (2) 勤続年数が10年以上15年未満の者（1回限り）
- (3) 勤続年数が15年以上20年未満の者（1回限り）
- (4) 勤続年数が20年以上25年未満の者（1回限り）
- (5) 勤続年数が25年以上30年未満の者（1回限り）
- (6) 勤続年数が30年以上35年未満の者（1回限り）
- (7) 勤続年数が35年以上40年未満の者（1回限り）
- (8) 勤続年数が40年以上45年未満の者（1回限り）
- (9) 勤続年数が45年以上の者（1回限り）

2 勤続年数は、市内同一事業所に限って勤続を通算する。

（金融機関等で市内に所在する支店間異動の勤続は通算できる。）

3 勤続年数の計算の基準日は、毎年4月1日とする。

第4条 永年勤続優良従業員の推薦は、所定の様式1によりその事業所の代表者氏名をもって行なう。

第5条 被表彰者の決定については、事業所より推薦された者を本会の審査委員会に於いて審査した上、表彰該当者として認められた者を被表彰者とし、所定の様式2によりその事業所に通知するものとする。

第6条 表彰は、本会の通常総代会において会長がこれを行う。

2 被表彰者には、表彰状および記念品を贈呈する。但し、勤続30年以上の被表彰者には沖縄県商工会連合会会長と連名の表彰状及び記念品を贈呈することができる。

第7条 表彰経費支弁のため、被表彰者の会員事業所に経費の一部を負担させることができる。

※ 宜野湾商工会議所議員総会開催までは、宜野湾市商工会の規程を準用することが創立総会にて決定しております。

※ 宜野湾商工会議所設立に伴い第6条2項の勤続30年以上の被表彰者には沖縄県商工会連合会会長と連名の表彰状及び記念品を贈呈することができるは削除いたします。